

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 27 日現在

機関番号：37402

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2013～2015

課題番号：25590151

研究課題名(和文)福祉施設入所児童への外部アドボカシー導入研究：ICAS提供モデルの構築

研究課題名(英文) A study for Introducing the Independent Advocacy for children in care in Japan:
Constructing a Model of Providing ICAS

研究代表者

堀 正嗣 (Hori, Masatsugu)

熊本学園大学・社会福祉学部・教授

研究者番号：60341583

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：第三者委員等の既存の権利擁護システムが十分機能しておらず、児童福祉施設にはICAS導入のニーズがあることが明らかになった。職員は、アドボカイトの導入が支援の質の向上につながることを期待していた。一方入所児童は、傾聴・守秘・代弁を期待していた。提供体制としては、施設が任意でサービス提供機関と契約し、アドボカイトが子どもを支援することが考えられる。利用申込・準備期間・契約・実施・終結・報告のプロセスが想定される。障害児に対しては、権利を理解するための学習機会が特に必要とされる。また非指示的アドボカシー実践方法が開発される必要がある。

研究成果の概要(英文)：Our researches showed that existent advocacy systems including third person committees weren't functioning sufficiently. And they also showed very clear that not only most children in care but also most staffs were very welcome to the advocate. Some staffs expected that an advocate could assist them to improve the quality of their care. On the other hand, some children in care expected the advocate to listen to their voice carefully, to keep confidentiality strictly and to advocate their views. We propose that the Children's Home should make a contract with an advocacy provider directly and the provider should send a trained professional advocate according to it. We think The process of providing an advocacy service is (1) refer, (2) preparation, (3) contract, (4) advocacy support, (5) termination and (6) report. Several workshops to understand their own rights are required in particular to disabled children. The method of the non-instructed advocacy has to be developed.

研究分野：子ども福祉、障害学

キーワード：アドボカシー 児童養護施設 障害児施設 権利擁護 意見表明権

1. 研究開始当初の背景

(1) 施設入所児童がサービスに対して苦情や意見を表明したいと考えたとき、児童福祉施設の運営管理の閉鎖性により、適切な支援を得ることが困難である。既存の権利擁護システムも十分に機能していないことが推測される。また、施設職員が子どもの代弁者になることについては、業務の多忙さ以外に、雇用されている施設長からの指揮命令の遵守を求められるという「ロイヤリティのジレンマ」が生じるために限界がある。

(2) 日本の権利擁護研究で多く引用される許斐(1991)は、子どもの権利擁護の機能を「救済機能、代弁機能、調整機能」の3つに整理している。このうち代弁機能については、日本においては研究蓄積がほとんど見られない。その背景には代弁機能を持つ子どもの相談機関が、実質的に機能していない現状がある。本研究は、日本における「子どもの権利代弁機能」に関する研究の端緒を開こうとするものである。

2. 研究の目的

(1) 福祉施設入所児童の権利擁護の現状把握 権利擁護システムの現状・効果・課題の解明

(2) 日本版 I C A S 導入のためのアセスメント I C A S のニーズとバリアーの解明

(3) 日本版 I C A S プログラムの策定 独立アドボケイトの養成、児童福祉施設及び行政機関との契約締結、訪問面接、守秘、危機介入、スーパービジョン、評価、財源等を含めた提供モデルの構築

(4) 日本版 I C A S 提供モデルの評価

3. 研究の方法

(1) 児童養護施設・障害児入所施設の職員及び入所児童に対してインタビュー調査を行い、子どもの権利擁護システムの現状、ICAS 導入ニーズ、ICAS 導入への懸念、求められるアドボケイトの資質について尋ねた。従って、本研究は 児童養護施設職員調査、児童養護施設入所児童調査、障害児施設職員調査、障害児施設入所児童調査の4つの調査が核となっている。その調査結果及び文献研究の結果を踏まえて、ICAS 提供モデルを構築した。

なおインタビューデータの分析方法は、逐語録から意味を見出すことのできる文脈を抽出してサブカテゴリーを命名した。次に、類似するサブカテゴリーを集約してカテゴリーを生成し、カテゴリー間の関連を検討した。分析過程では、探索的研究に適した KJ 法を参考にした。以下では、4つの調査の方法を示す。

(2) 児童養護施設職員調査については、19か所の施設を訪問して、23人の職員を対象に、ICAS の説明を行ったうえで、半構造化面接法による個別またはグループインタビューを行った。研究者と調査協力員の2人がインタビュアーであり、所用時間は60~90分間であった。

(3) 児童養護施設入所児童調査については、3つの児童養護施設に入所中の児童福祉法第27条により措置された子ども25名を対象に、「アドボケイトってどんな人？」という寸劇を上演後、小学生女子4名、小学生男子4名、中学生7名、高校生女子5名、高校生男子5名の5つのグループに分かれ、半構造化面接法によるグループインタビューを行った。研究者と児童養護施設経験者等の研究協力者がインタビュアーであり、所用時間は1時間程度であった。

(4) 障害児施設職員調査については、8か所の施設を訪問し12人の職員を対象に、ICAS の説明を行ったうえで、半構造化面接法による個別またはグループインタビューを行った。研究者と調査協力員の2人がインタビュアーであり、所用時間は60~90分間であった。

(5) 障害児施設入所児童調査については、2か所の施設を訪問して6人を対象に、朗読劇「アドボケイトってどんな人？」を上演したうえで、半構造化面接法による個別インタビューを行った。研究者と障害当事者の2人がインタビュアーであり、所用時間は40~60分間であった。

4. 研究成果

(1) 児童養護施設職員調査の研究結果は以下の通りであった。

「独立訪問子どもアドボカシーサービスに関する説明内容の理解」については、「よく理解できた」「ある程度理解できた」が9割であった。ICAS 導入ニーズで多かったのは、「子どもの思いを聴く機会の創出」と「児童福祉施設における支援の質の向上」で、前者は6割を占めた。ICAS 導入への懸念で多かったのは、「子どもとアドボケイトの関係に関わる困難」や「職員とアドボケイトの関係に関わる困難」で、アドボケイトが入ることによる関係性の変化を懸念する意見が約5割を占めた。「ICAS の利用意向」については、「利用する」「どちらかといえば利用する」が約8割であった。

ICAS 導入が子どもの思いを聴く機会の創出になり、支援の質の向上になるとする一方で、子ども・アドボケイト・職員の関係性を懸念する意見が多く、独立性、守秘、子ども中心、子どもエンパワメントを原則とするアドボケイトとの関係づくりが、日本におけるサービス導入の課題であることが明らかに

なった。

(2) 児童養護施設入所児童調査の研究結果は以下の通りであった。

権利擁護の現状については、子どもの権利ノートや意見箱、第三者委員を知らない子どもがほとんどであった。子どもの自治会については活用されていたが、施設の問題を改善するような場ではなく「どこに行くか」といった行事を決めることが主であった。児童相談所の担当ケースワーカーの訪問は子どもに「何かないと」なく、「面談ほぼない子」もあり、担当ワーカーが「よく替わる」という実態が語られた。

施設職員に「話せる子ども」は「自分からの働きかけ(る)」が、同時に職員が子どもの意見を「丸め込」むことや「不公平な対応」「ルールの決定に(子どもたちが)不関与」「言い返せない」「威圧」といった不満が語られた。職員が真剣に意見を取り合ってくれず「イライラ」して人に「あたる」とことでストレスを発散させている子どももいた。

ICAS 導入のニーズについては、小学生が顕著であった。中高生からは、悩んでいる人や言えない人にもニーズがあるのではないかということが挙げられた。定期的にアドボケイトが訪問することですぐに話せること、話したことを職員に伝えないという厳格な守秘の姿勢について好意的であった。話しを「純粹に」聴いてほしい、施設の問題や職員に子どもの言い分がはねつけられたときに仲介してほしい、対処してほしいと語られた。代理人であるならば、自分専用として代理人を希望する声もあった。

ICAS 導入への懸念については、「アドボケイトとの関係構築」として、人見知りであること、目上の人や異性との関係には不慣れであること、何より信頼関係を作るには時間がほしいことなどが語られた。さらに、アドボケイトの「守秘の原則に対する不安・疑い」「アドボケイトの葛藤への心配」「職員との関係悪化の不安」が挙げられた。

アドボケイトに求められる資質としては、「出会いの印象」「会話力」「個々の子どもに一番の関心を示す」「個々の子ども理解と子ども集団の力動的理解」「おとなとしての助言力」などの資質要素等が明らかになった。

入所児童が権利ノートや第三者委員を知らないこと、児童福祉司の訪問が十分ではないことが明らかになり、既存の権利擁護システムが十分に機能していない可能性が示唆された。信頼している職員がいると語る一方で、職員への不満も伺えた。小学生ほどアドボケイトに定期訪問を求めている。一方で、アドボケイトとの関係構築や資質の面で不安があることも分かった。アドボケイトに求められる資質では見た目の印象が重要であるなど、子どもならではの視点が明らかになった。

(3) 障害児施設職員調査及び入所児童調査の研究結果は以下の通りであった。

児童調査のデータが極めて少ないことから、サブカテゴリーの抽出に留めた。以下にサブカテゴリーを、カテゴリーを【 】で示しながら、職員調査と児童調査の分析結果の相違点に焦点をあてて述べる。

ICAS 導入ニーズについては、職員調査の分析結果から 14 のサブカテゴリーと 6 つのカテゴリーが生成され、【子どもの安定】【子どものエンパワメント】【子どもと職員への支援・仲介】【施設開放】【支援の質の変容・向上】【職員の社会的評価の向上】とした。

職員にとってのニーズの中核は【支援の質の変容・向上】など、養育上の利益の増大である。他方の児童調査では、子どものニーズとして 傾聴 職員への代弁 虐待からの救済 が示され、アドボカシーの権利代弁機能や権利救済機能への期待が伺える。

さらに、両者に共通するニーズとして、子どもの意見を起点とした支援方針の変容 や 子どもと職員の支援両立 が挙げられる。サービス導入によって子どもの思いを聴く機会が創出され、それが個別的支援の充実を含めた支援の質的変容に繋がるという期待が確認された。

ICAS 導入への懸念については、職員調査の分析結果から 12 のサブカテゴリーと 5 つのカテゴリーが生成され、【アドボケイトの資質への懸念】【子どもとアドボケイトの関係形成の困難】【子どもと職員の関係混乱】【連携の困難】【子どもの思いの尊重と集団生活の矛盾の顕在化】とした。両調査の分析結果の共通点として【アドボケイトの資質への懸念】や【子どもとアドボケイトの関係形成の困難】が挙げられる。この理由として、障害児の表現方法や対人関係づくりの独自性を、子ども自身と職員が十分に認識している現状があると考えられる。両者の異なる点として、アドボケイトに課せられた守秘義務に関する認識が挙げられる。職員が懸念する【連携の困難】には 守秘義務への懸念 が含まれ、子どもがアドボケイトに話した内容によっては、職員にフィードバックされることを望んでいることが確認された。一方、子どもは 守秘義務の遵守への懸念 を有していた。つまり、アドボケイトに話した内容が職員に伝えられることによって、職員の態度が変容することに不安を抱き、アドボケイトに対して守秘義務の遵守を強く求めていることが伺えた。

研究結果から、ICAS を障害児入所施設に導入することについて、子どもと職員の両者から一定のニーズが把握された。併せて、両者から信頼され、障害児の思いを汲み取って代弁するアドボケイトの資質のあり方が大きく問われていることが確認された。また、代弁過程における子ども - アドボケイト - 職員の情報共有のあり方については、今後の試

行的実践で検討されるべき課題の一つである。さらに、障害当事者が「調査協力員」としての役割を超える存在意義を有していたことをふまえ、障害当事者がピアアドボケイトとしてモデル構想に位置づけることの重要性が示唆された。

(4) 児童福祉施設への独立子どもアドボカシー提供モデルの構築に関する研究結果は以下の通りであった。

英国での訪問アドボカシーの目的は、「子どもたちの願いと気持ちを表現する能力を高め、紛争や困難を解決し、自分たちの生活に関わる決定に参画できるように支援する」(Coram Voice 2016)ことである。障害児施設の場合は週1回から2週に1回程度、児童養護施設の場合には2週に1回程度1名の担当者が訪問する。ユニットの全ての子どもたちと知り合い、必要に応じて個別相談を受ける。そして、子どもと施設職員等の話し合いに同席して意見表明を支援し、懸念や願いを代弁している。

日本においては、施設が任意でサービス提供機関と契約し、外部第三者がアドボケイトとして子どもに関与するものとする。これは、施設長の教育権・監護権の範囲内と考えられる。ただし、児童福祉法第30条2により、施設設置者はサービスの導入と経過について、都道府県等に報告する必要がある。

サービス提供体制としては、利用申込・準備期間・契約(含共同宣言)・実施・修了・報告、のプロセスが想定される。子ども・施設とアドボケイトが相互理解を深め、意見表明権を核とした子どもの権利に関する共通認識を醸成し、アドボカシー活動の実際と懸念事項への対応について合意するために準備期間を設ける必要がある。

実践方法としては、グループホーム/地域小規模施設の1棟ごとに、週1回以上、2名のアドボケイトが訪問し、3時間程度滞在する。苦情/意見の傾聴・意見形成支援・意見表明支援・代弁・仲介からなる一連のケースアドボカシーのプロセスが核となる。あわせて、虐待等の権利侵害の監視、子どもの権利に関する意識啓発活動、制度政策等に働きかけるシステムアドボカシーが想定される。

障害児へのサービス提供の独自性としては、障害児が自らの権利を理解するための学習機会が特に必要とされる。また障害当事者によるピアアドボケイトが有効である。さらに言葉を話さない障害児のための非指示的アドボカシー実践方法が開発される必要がある。成人障害者へのアドボカシーとの連続性にも留意する必要がある。

アドボケイトの養成については、英国のICASのための職業資格を参考に、子ども支援の経験がある者等を対象に基礎的資質、児童養護に関する専門的資質、障害児に関する専門的資質からなる60時間程度の養成

講座受講し、アドボケイトとして選考された者を雇用することを基本とする。各派遣団体が組織的にスーパービジョンを行う必要がある。

本研究では、日本における現行の法制度の中にアドボカシーサービスを位置づけることが可能なこと、子どものエンパワメントとケースアドボカシーを核とした実践が想定できること等が明らかになった。一方、財源確保・実践方法の開発等が今後の課題として残されている。

<引用文献>

Coram Voice (2016) Visiting Advocacy (<http://www.coramvoice.org.uk/professional-zone/visiting-advocacy>、2016/03/04)

許斐有(1991)「児童福祉における『子どもの権利』再考--子どもの権利条約の視点から(今日の児童問題と児童憲章40年--高齢化社会のなかで<特集>)」『社会福祉研究』52、49-55。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

堀正嗣、イングランド・ウェールズにおける障害児アドボカシーサービスの現況、海外事情研究、査読無、42(1)、pp. 81-101、2014

堀正嗣、子どもアドボカシー入門、部落解放、査読無、694、pp. 92-100、2014

栄留里美、ソーシャルワーカーのアドボカシー機能の課題 子どもの「最善の利益」めぐるイギリスの独立アドボケイトとの比較から、九州社会福祉学年報、査読有、6、pp. 1-9、2014

栄留里美、児童養護施設入所児童に対する権利代弁機能の検討、鹿児島国際大学大学院学術論集、査読有、6、pp. 9-19、2014

〔学会発表〕(計7件)

堀正嗣、栄留里美、久佐賀眞理、鳥海直美、農野寛治、児童福祉施設への独立子どもアドボカシー提供モデルの構築、日本社会福祉学会、佛教大学(京都市)、2016年9月

久佐賀眞理、栄留里美、鳥海直美、農野寛治、堀正嗣、児童養護施設における独立子どもアドボカシー導入のニーズと懸念(1)

児童養護施設職員へのインタビュー調査から、日本社会福祉学会、佛教大学(京都市)、2016年9月

栄留里美、久佐賀眞理、鳥海直美、農野寛治、堀正嗣、児童養護施設における独立子どもアドボカシー導入のニーズと懸念(2)

児童養護施設入所児童へのインタビュー調査から、日本社会福祉学会、佛教大学(京都市)、2016年9月

鳥海直美、栄留里美、久佐賀眞理、農野寛治、堀正嗣、障害児入所施設における独立子どもアドボカシー導入のニーズと懸念、日本社会福祉学会、佛教大学(京都市)、2016年

9月

【招待講演】堀正嗣、子どもの権利とアドボカシー 社会的養護のもとで暮らす子どもの声を聴くために、「児童相談所、ステージ職員研修」、岡山市、2015

【招待講演】農野寛治、児童福祉施設における子どもの権利擁護 子どもたちの参加の権利を再考する、「平成27年度第一回大阪市基幹的職員研修会」、大阪市、2015

堀正嗣、農野寛治、島海直美、栄留里美、中村みどり、前河桜、施設で暮らす子どもの意見表明権をどう保障するか 大阪におけるアドボカシーモデルの構想、「第20回国際子ども虐待防止学会」、名古屋市、2014

〔図書〕(計2件)

堀正嗣、栄留里美、久佐賀真理、島海直美、農野寛治、ひまわりプリント、児童福祉施設への外部アドボカシー導入研究 ICAS 提供モデルの構築 研究報告書、2016、150

栄留里美、明石書店、社会的養護児童のアドボカシー 意見表明権の保障をめざして、2016、225

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

堀 正嗣 (HORI、Masatsugu)

熊本学園大学・社会福祉学部・教授

研究者番号：60341583

(2) 研究分担者

農野 寛治 (NOUNO、Hiroharu)

大阪大谷大学・人間社会学部・教授

研究者番号：30300338

島海 直美 (TORIUMI、Naomi)

四天王寺大学・人文社会学部・准教授

研究者番号：00388688

久佐賀 真理 (KUSAGA、Mari)

長崎県立大学・看護栄養学部・教授

研究者番号：10312167

栄留 里美 (EIDOME、Satomi)

鹿児島国際大学・福祉社会学部・講師

研究者番号：60708949

(3) 連携研究者

(4) 研究協力者

山下裕子 (YAMASHITA、Yuko)

山崎秀子 (YAMAZAKI、Hideko)

奥村仁美 (OKUMURA、Hitomi)

橋本暢子 (HASHIMOTO、Nobuko)

中村みどり (NAKAMURA、Midori)

太田啓子 (OTA、Keiko)

奥田陸子 (OKUDA、Rikuko)

小坪琢平 (KOTSUBO、Takahira)

鈴木千春 (SUZUKI、Chiharu)

長瀬正子 (NAGASE、Masako)

吉池毅志 (YOSHIIKE、Takashi)